

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

31年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画運 行回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準ロで 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
奈良県 (天理市)	奈良交通(株)	(1) 西部内回り	天理駅	結崎駅・長柄 運動公園前	天理駅	往27.4km (循環)	244日	732回		路線定期 運行	①	天理駅にて地域間 幹線系統「天理都 祁線」、「天理桜井 線」と接続	③
		(2) 西部外回り	天理駅	長柄運動公 園前・結崎駅	天理駅	往29.8km (循環)	244日	488回		路線定期 運行	①		③
		(3) 菅原	天理駅	憩の家外来 棟	菅原	往13.0km 復13.0km	358日	1074回		路線定期 運行	①		③
	奈良近鉄 タクシー(株)	(4) 東エリア	天理駅	藤井町、上仁興町、下 仁興町、福住町、山田 町、長滝町	天理駅		229日	639回		区域運行	①		③
		(5) 西エリア	天理駅	小路町、中町、南六条 町、喜殿町、上総町、 小田中町、庵治町、嘉 幡町、荒崎町、福葉町	天理駅		216日	598回		区域運行	①		③
		(6) 南エリア	天理駅	柚之内町、萱生町、竹 之内町、乙木町、園原 町、檜垣町、遠田町、 海知町、武蔵町	天理駅		168日	291回		区域運行	①		③
		(7) 北エリア	天理駅	樺本町、中之庄町	天理駅		240日	749回		区域運行	①		③

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

32年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画運 行回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準ロで 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
奈良県 (天理市)	奈良交通(株)	(1) 西部内回り	天理駅	結崎駅・長柄 運動公園前	天理駅	往27.4km (循環)	243日	729回		路線定期 運行	①	天理駅にて地域間 幹線系統「天理都 祁線」、「天理桜井 線」と接続	③
		(2) 西部外回り	天理駅	長柄運動公 園前・結崎駅	天理駅	往29.8km (循環)	243日	486回		路線定期 運行	①		③
		(3) 菅原	天理駅	憩の家外来 棟	菅原	往13.0km 復13.0km	359日	1077回		路線定期 運行	①		③
	奈良近鉄 タクシー(株)	(4) 東エリア	天理駅	藤井町、上仁興町、下 仁興町、福住町、山田 町、長滝町	天理駅		229日	639回		区域運行	①		③
		(5) 西エリア	天理駅	小路町、中町、南六条 町、喜殿町、上総町、 小田中町、庵治町、嘉 幡町、荒崎町、福楽町	天理駅		216日	598回		区域運行	①		③
		(6) 南エリア	天理駅	柚之内町、萱生町、竹 之内町、乙木町、園原 町、檜垣町、遠田町、 海知町、武蔵町	天理駅		168日	291回		区域運行	①		③
		(7) 北エリア	天理駅	樺本町、中之庄町	天理駅		240日	749回		区域運行	①		③

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

33年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画運 行回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準ロで 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
奈良県 (天理市)	奈良交通(株)	(1) 西部内回り	天理駅	結崎駅・長柄 運動公園前	天理駅	往27.4km (循環)	243日	729回		路線定期 運行	①	天理駅にて地域間 幹線系統「天理都 祁線」、「天理桜井 線」と接続	③
		(2) 西部外回り	天理駅	長柄運動公 園前・結崎駅	天理駅	往29.8km (循環)	243日	486回		路線定期 運行	①		③
		(3) 菅原	天理駅	憩の家外来 棟	菅原	往13.0km 復13.0km	358日	1074回		路線定期 運行	①		③
	奈良近鉄 タクシー(株)	(4) 東エリア	天理駅	藤井町、上仁興町、下仁興 町、福住町、山田町、長滝 町	天理駅		229日	639回		区域運行	①		③
		(5) 西エリア	天理駅	小路町、中町、南六条町、 喜殿町、上総町、小田中 町、庵治町、嘉幡町、荒崎 町、稲葉町	天理駅		216日	598回		区域運行	①		③
		(6) 南エリア	天理駅	杣之内町、萱生町、竹 之内町、乙木町、園原 町、檜垣町、遠田町、 海知町、武蔵町	天理駅		168日	291回		区域運行	①		③
		(7) 北エリア	天理駅	樺本町、中之庄町	天理駅		240日	749回		区域運行	①		③

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	天理市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	40,212
交通不便地域	

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法

国庫補助上限額の算定

対象人口	算定式	国庫補助上限額
40,212人	40,212人 × 150円 + 2,400千円	8,432千円

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域（過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。）、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2. (1)⑭)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3. に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

表6 車両の取得計画の概要(地域内フィーダー系統)

市区町村	バス事業者等名	申請番号	運行の用に供する補助対象系統名(申請番号)	補助対象車両の種別			乗車定員	購入年月	再編特例措置	購入等の種別
				イ	ロ	ハ				
奈良県 (天理市)	奈良交通(株)	1	(1) 西部内回り (2) 西部外回り	ノンステップ型	スロープ付き	標準仕様	33	平成27年10月		一括
		2	()							
		3	()							
		4	()							
		5	()							

(注)

- 「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型又は小型車両の別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
- 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
- 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載する。
- 「購入年月」については、初年度については購入予定年月を記載すること。
- 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。